

# KPMG Japan e-Tax News

No.230 6 May 2021



## 税務情報

### 国税庁からの公表情報

#### 1. 2020年度税制改正に対応した法人税に係る改正通達の趣旨説明の公表

国税庁は4月28日、2020年度税制改正に対応して発遣された「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（2020年6月30日付）<sup>(\*)</sup>に関する以下の趣旨説明を公表しました。

<sup>(\*)</sup> e-Tax News No.204「2020年度税制改正関連情報 国税庁 - 法令解釈通達の発遣」（2020年7月7日発行）にてお知らせしています。

#### ■ 令和2年6月30日付課法2-17ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）等の趣旨説明

##### 【第1 法人税基本通達関係】

以下の規定の創設・改正に対応して新設・改正された通達に係る趣旨説明です。

- (1) 子会社株式簿価減額特例（子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応）の創設
- (2) 時価の算定に関する会計基準の公表に伴う法令の改正

##### 【第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係】

以下の規定の創設に対応して新設された通達に係る趣旨説明です。

- (1) 5G投資促進税制（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
- (2) オープンイノベーション促進税制（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

このうち、「【第1 法人税基本通達関係】(1) 子会社株式簿価減額特例」については、たとえば以下の点が明らかにされています。

- 2-3-4の2（対象配当等の額が資本の払戻しによるものである場合の譲渡原価の計算）

この通達は、法人が資本の払戻し等によって受けるみなし配当の額について子会社株式簿価減額特例（以下、「本特例」）の適用を受ける場合の譲渡原価の計算の基礎となる払戻し等の直前の帳簿価額は、本特例を適用した後の帳簿価額

となる旨を明らかにしています。この取扱いの理由について、趣旨説明では、本特例が受け取った配当とその配当によって時価の下落した株式等の譲渡の組み合わせによる税務上の損失の計上という租税回避を防止するために創設された特例であり、払戻し等に伴う株式等の価値の下落を譲渡原価の額に適切に反映させる必要があること、また、払戻し等で基準日の定めがあるものにより金銭等の交付を受けた場合における譲渡原価の額が本特例を適用した後の帳簿価額となることとの整合性を踏まえたものと説明しています。また、この通達で定める取扱いについて、2つの具体的な事例（資本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における株主の処理、株式分配により完全子法人の株式の交付を受けた株主の処理）を基に計算例を示しています。

- **2-3-22 の 5**（基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い）

この通達のただし書きは、「対象配当等の額を受けることが確実であると認められる場合」には、基準時事業年度終了の日後に対象配当等の額を受けるときであっても、その受けることが確実であると認められる対象配当等の額に基づき基準時事業年度の確定申告において本特例の規定の適用を受けることとしても差し支えない旨を明らかにしています。趣旨説明では、ここでいう「受けることが確実と認められる対象配当等の額」に該当することとなる具体例が示されています。

- **2-3-22 の 7**（他の法人等が外国法人である場合の円換算）

この通達の対象となる規定（法人税法施行令第 119 条の 3 第 7 項第 2 号、第 8 項及び第 11 項）の計算の基礎となる利益の累積額や総資産の額については、税務上の利益積立金額や総資産の額ではなく、会計上の貸借対照表上の利益剰余金の額や総資産の帳簿価額を用いることとされていますが、他の法人が外国法人であり、その貸借対照表等が所在地国の現地法令に基づいて作成されている場合においても、その貸借対照表上の日本における利益剰余金の額や総資産の帳簿価額に相当する金額を用いて差し支えない旨が明らかにされています。

また、適用回避防止規定（法人税法施行令第 119 条の 3 第 11 項）について、外国法人である他の法人の総資産の帳簿価額のうちに占める各基準時直前の関係法人の株式等の帳簿価額のうち最も大きいものの割合が 50% を超えるものを判定する際、総資産の帳簿価額は会計上の帳簿価額を、関係法人の株式等の帳簿価額は税務上の帳簿価額を用いることとされていますが、他の法人が日本の法人税法が適用されていない法人である場合には、この税務上の帳簿価額については、会計上の帳簿価額を用いて判定を行って差し支えない旨も示されています。

\*\*\*

なお、2020 年度税制改正において連結納税制度より移行することとされたグループ通算制度に関する通達及びその趣旨説明は、上記 2020 年 6 月 30 日付の通達及びその趣旨説明とは別に発送・公表されています。

- グループ通算制度に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）

（2020 年 9 月 30 日付）

(e-Tax News No.211 「国税庁 - グループ通算制度に係る通達の発遣等」  
(2020年10月6日発行) にてお知らせしています。)

- 令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)の趣旨説明《主要制定項目》  
(2020年12月1日公表)  
(e-Tax News No.213 「国税庁 - グループ通算制度に係る通達の趣旨説明の公表」(2020年12月2日発行) にてお知らせしています。)
- 令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)の趣旨説明《主要制定項目以外の項目》 (2021年3月29日公表)  
(e-Tax News No.226 「国税庁 - グループ通算制度に係る通達の趣旨説明《主要制定項目以外の項目》の公表」(2021年3月30日発行) にてお知らせしています。)

## 2. 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)の更新

国税庁は4月30日、1月に公表した「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」<sup>(\*)</sup>を更新し、在宅勤務者に対する食券の支給に関する取扱いを示す設問(問8及び問9)を追加しました。

<sup>(\*)</sup> e-Tax News No.216 「国税庁からの公表情報 - 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ等の公表」(2021年1月18日発行) にてお知らせしています。

- 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係) (PDF  
192KB)

追加された2問は、在宅勤務で業務を行う従業員の昼食の補助として一定の条件を付した食券を従業員に支給した場合の課税関係を、食券以外の食事の支給がない場合(問8)と食券以外の食事の支給がある場合(問9)に分けて、具体的な金額を用いて解説するものです。

回答ではまず、その食券の支給が、所得税基本通達36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)の要件<sup>(\*)</sup>を満たすか否かを判定しています。

<sup>(\*)</sup> 会社が従業員に食事の支給をする場合に、その従業員から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の50%相当額以上であり、かつ、会社の負担額(食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額)が月額3,500円(消費税及び地方消費税の額を除く。)を超えないこと。

そして、以下の条件を全て満たす食券の支給は、食事そのものを支給した場合と同視することができるものと考えられるため、その食券の支給(問9においては弁当の支給も含みます。)は従業員に対する給与として課税する必要はない回答しています。

- ・ 食券の利用は、従業員が在宅勤務を行う日において、会社が契約した特定の飲食店での飲食又は飲食料品の購入（持帰り）でのみ利用可能（勤務日以外の利用や、アルコール類、飲食料品以外のものへの利用は不可）とする。
- ・ 食券の利用は、従業員本人の食事代のみについて利用可能であり、従業員の親族等に係る食事代への利用は不可とする。また、食券を他人へ譲渡することを禁止する。
- ・ 食券の利用は、1回 2,500 円までとする。また、実際に要した食事代金が、食券の額面に満たない場合であっても、釣銭を受け取ることはできない。
- ・ 毎月交付された食券の未使用分については、翌月以降に繰り越して使用することができる。また、食券の利用可能期間は、交付日から 1 年とする。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.